

名古屋市地域防災計画

— 原子力災害対策計画編 —

＜令和5年6月・修正案＞

名古屋市防災会議

原子力災害対策編

連番	頁	修 正 前		修 正 後		備 考
第 1 章 災害応急対策計画						
54	5	第 1 節 緊急事態における判断及び防護措置実施に係る基準		第 1 節 緊急事態における判断及び防護措置実施に係る基準		誤記修正
		1～5 (略)		1～5 (略)		
	21	6 東京電力(追加)株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉に係る原子炉運転等のための施設（使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）		6 東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉に係る原子炉運転等のための施設（使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）		
		7 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設		7 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設		
	24	全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要	全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要	文言整理
		①～③ (略) ④原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなるにより、原子炉制御室からの原子	(略)	①～③ (略) ④原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなるにより、(削除)原子炉を停止する	(略)	

原子力災害対策編

連番	頁	修 正 前		修 正 後		備 考
		炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は <u>原子炉</u> 原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。 ⑤～⑥ (略)		機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は <u>(削除)</u> 原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。 ⑤～⑥ (略)		誤記修正
	27	8 (略) 9 原子炉の運転等のための施設(1 から 8 までに掲げるものを除く。) 表 (略) (出典:原子力規制委員会『原子力災害対策指針』令和 4 年 <u>4</u> 月 6 日)		8 (略) 9 原子炉の運転等のための施設(1 から 8 までに掲げるものを除く。) 表 (略) (出典:原子力規制委員会『原子力災害対策指針』令和 4 年 <u>7</u> 月 6 日)		誤記修正
	28	表 3 O I L と防護措置について		表 3 O I L と防護措置について		

原子力災害対策編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		(表中) 野菜類、穀<u>物</u>、 肉、卵、魚、 その他 (出典：原子力規制委員会『原子力災害対策指針令和4年 <u>4</u> 月6日])	(表中) 野菜類、穀<u>類</u>、 肉、卵、魚、 その他 (出典：原子力規制委員会『原子力災害対策指針令和4年 <u>7</u> 月6日])	誤記修正
55	29 30	第2節 初期活動体制 第1 防災活動体制及び配備種別 平常勤務時における伝達系統図 (略) 夜間・休日時における伝達系統図 (図中) 愛 知 県 <u>防 災 局</u>	第2節 初期活動体制 第1 防災活動体制及び配備種別 平常勤務時における伝達系統図 (略) 夜間・休日時における伝達系統図 (図中) 愛 知 県 <u>防災安全局</u>	誤記修正
56	40 41 42	第5節 県外の原子力発電所等における 異常時対策 第1～4 (略) 第5 水道水・飲料水・食品等の放射能濃 度の測定 1～3 (略) 4 食品への対応 【主な対象物】 市内で生産される主要な農畜産物	第5節 県外の原子力発電所等における 異常時対策 第1～4 (略) 第5 水道水・飲料水・食品等の放射能濃 度の測定 1～3 (略) 4 食品への対応 【主な対象物】 市内で生産される主要な農畜産物	

原子力災害対策編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		穀類(米類、その他の穀類) 果実類(柑橘類、ぶどう、柿、梅、その他 果実類) 野菜類(ほうれん草、キャベツ、白菜など の葉菜類、きゅうり、トマトなど の果菜類、大根、人参などの根菜 類、玉ねぎ、ねぎ、ブロッコリー、 その他の野菜) その他 (<u>卵類、</u> いも類、豆類等)	穀類(米類、その他の穀類) 果実類(柑橘類、ぶどう、柿、梅、その他 果実類) 野菜類(ほうれん草、キャベツ、白菜など の葉菜類、きゅうり、トマトなど の果菜類、大根、人参などの根菜 類、玉ねぎ、ねぎ、ブロッコリー、 その他の野菜) その他 (<u>(削除)</u> いも類、豆類等)	誤記修正